

【チャレンジクラス保護者説明会資料】

一人一人の生徒に寄り添う、新たな学びの場を提供します

小金井市立東中学校 チャレンジクラス

所在地	〒184-0011 東京都小金井市東町1丁目5-33
問い合わせ先	<p>【チャレンジクラス全般に関すること】 学校教育部指導室 042-387-9877 (担当:指導主事) 【個別の相談に関すること】 小金井市立東中学校 042-383-1163 (担当:副校長)</p>

※令和8年4月以降は、チャレンジクラス直通の電話ができる予定です。

I. チャレンジクラスの目的と概要

チャレンジクラスは、都内公立中学校等における不登校生徒を対象として、その実態に配慮した教育を実施する学級です。本事業は、東京都教育委員会が推進する不登校対策事業の一環として設置します。

チャレンジクラスが目指す3つの目標

チャレンジクラスでは、不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるようなくつとりある生活時程を実現し、実態に応じた支援を行うことを目的として、以下の3点を目指します。

1. 安心して通える場所

チャレンジクラスに在籍する生徒の登校日数の状況が、在籍前に比べて改善するよう、一人一人が安心して過ごせる環境を整えます。



2. 「わかる」喜びを取り戻す

生徒一人一人の学習状況に合わせた個別学習やグループ別学習など指導方法の工夫改善に努め、スマールステップで「わかった」「できた」という成功体験を積み重ねます。



3. 一人にしない支援体制

教職員がスクールカウンセラー(SC)、スクール・ソーシャル・ワーカー、専門機関等と連携し、すべての生徒と保護者が安心して相談できる体制を築きます。



II. 対象となる生徒

チャレンジクラスの対象者は、主に以下のいずれかに該当する生徒です。

- ① 年間 30 日以上欠席し、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にある生徒（病気や経済的な理由によるものを除く）
- ② 欠席が 30 日未満であっても、断続的な不登校又は不登校の傾向が見られる生徒

ただし、不登校の原因が、本人の問題行動等にあると認められる場合には、この限りではありません。

III. 教育活動と支援の特徴

チャレンジクラスは、通常学級とは別に学級を編制し、不登校生徒の状況に合わせた個別最適な指導を行います。

I. ゆとりある生活時程の実現

生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、通常学級の年間授業時数（1,015 時間）より少ない時数（例：週 19 時間、年間 665 時間程度）で授業を実施します。

項目	特徴
登校・下校	・登校時刻を遅くし、下校時刻を早めます。 登校時刻：9:10～9:30 下校時刻：14:45 頃 ・登下校時に他の生徒と会わないよう、動線に配慮します。
朝の活動	・朝の学級活動の後に、心身の状況を整えるための「リフレッシュタイム」や SST（ソーシャルスキルトレーニング）、軽運動を実施します。
授業時間	1 日 4 時間程度の授業を基本とし、ゆとりをもって学習を進めます。

<生活時程及び時間割例>

生活時程	月	火	水	木	金
9:10～9:30				登校	
9:30～9:45				朝の学級活動・リフレッシュタイム等	
9:50～10:40	学活	体育	理科	総合	体育
10:50～11:40	美術	英語	社会	数学	国語
11:50～12:40	社会	国語	音楽	理科	英語
12:40～13:10			給食		
13:10～13:30			昼休み		
13:30～14:20	数学	道徳		技術/家庭	総合
14:20～14:30				帰りの学級活動	
14:30～14:45				清掃	
14:45				下校	

2. 学習指導と個に応じた支援

(1) 教育課程と指導体制

チャレンジクラスは設置校の教育課程に基づき指導を行います。可能な限り TT(チームティーチング)体制をとり、個別最適な学習指導を目指します。

(2) 個別の支援計画

年度当初や入級当初に生徒および保護者と面談し、本人の願いや目標を踏まえた「個別の支援計画」を作成し、支援方針を共有します。



(3) 個に応じた柔軟な支援

不登校による学習の遅れに対応するため、習熟度別学習を取り入れ、「個別の支援計画」に基づいた補充の学習(学び直し)を行います。

(4) 体験的な学習

美術や音楽、家庭科などの実技授業や、総合的な学習の時間等における体験活動(例:自然観察・実験、職業調べ、調理実習、創作活動など)を実施し、学習意欲を育みます。また、チャレンジクラスとしての行事も計画しています。



3. 環境と専門的な支援体制

(1) 教室環境

教室をパーテーション等で分割して対応します。教室内に個別学習、グループ学習など多様な学習の実施や、一人で落ち着けるスペースや談話できるスペースなどを整備し、安心・安全な生活空間を提供します。



(2) 専門家との連携

正規の教員が担任となり指導・支援にあたるほか、状況に応じてSC(スクールカウンセラー)やSSW(スクール・ソーシャルワーカー)が支援会議に参加するなど、生徒や家庭へのサポート体制を構築します。



IV. 入級・退級の手続き

チャレンジクラスへの入級には、生徒にとって最適な学びの場であるかを慎重に検討するため、以下の手順を踏みます。

I. 入級までの流れ

(1) 令和8年9月以降に入級の場合の手続き

① 【相談】

保護者は在籍校に入級希望を伝え、相談します。在籍校は、保護者に入級申請書を渡します。

② 【申請書提出】

保護者は、入級申請書を在籍校長を経由し、教育委員会に提出します。

③ 【見学・面談】

東中学校は、保護者と見学及び面談の日程を調整します。

児童・生徒及び保護者は、チャレンジクラスを見学、東中学校と面談し、チャレンジクラスの説明を受けます。

④ 【体験入級】

児童・生徒はチャレンジクラスで2週間程度の体験入級を行います。

⑤ 【意向確認】

体験期間中に、児童・生徒、保護者、チャレンジクラスの教員による三者面談を行い、入級の意向を確認します。

⑥ 【審査会】

教育委員会は、入退級等に関する適正な審査を行うため入退級審査会（学期に1回、年間5回を基本とする）を開催し、入級の可否を審査します。入級の可否は、在籍校経由で保護者に知らせます。

⑦ 【決定・転出入】

入級が決定した場合、設置校以外に在籍している生徒については、在籍校および設置校（チャレンジクラス）が通常どおりの転出入の手続きを行います（転学扱いとなります）。

(2) 令和8年4月入級の手続き

① 【相談・面談】

保護者は在籍校に2月16日までに入級希望を伝え、相談します。在籍校は、保護者に入級申請書を渡します。

② 【申請書提出】

保護者は、入級申請書を在籍校長を経由し、2月16日までに教育委員会に提出します。

③ 【見学・面談】【意向確認】（体験入級は行いません。）

東中学校は、保護者と見学の日程を調整します。児童・生徒及び保護者は、2月25日までにチャレンジクラスを見学、東中学校と面談し、チャレンジクラスの説明を受けます。東中学校は、入級の意向を確認します。

④ 【審査会】

教育委員会は、2月下旬～3月上旬に入退級等に関する適正な審査を行うため入退級審査会を開催し、入級の可否を審査します。

⑤ 【決定】

入級の可否は、3月13日までに在籍校経由で保護者に知らせます。

2. 入級審査の主な条件

- ① 体験期間中、**6割以上**参加していること。
ここでいう「参加」とは、1日のうち1时限でも参加できた場合とする。
- ② **生徒、保護者ともに**チャレンジクラスへの入級に同意していること。
- ③ 生徒が**通学に対して意欲的**であり、学習に取り組むことができること。
- ④ 徒歩または公共交通機関による通学が可能であること。

3. 退級の手続き

退級を希望する場合、保護者は設置校長に退級希望を伝え面談を行い、退級届を提出します。入退級審査会での審査を経て、退級を決定します。

V. よくいただく述問(Q&A)

I. 在籍・入退級・体験入級に関するここと

	質 問	回 答
1	どの学校・学級に在籍しますか。	東中学校チャレンジクラスに在籍します。 他校に在籍している生徒は、東中学校への転学が必要となります。
2	元の在籍校に戻ることは可能ですか。	可能です。退級審査会を経て、元の在籍校の通常学級に転学することができます。
3	生徒の定員はありますか。	制度上、通常学級と同様に1学級の定員は35人となります。施設面や少人数での指導を想定しているため、状況を見て判断いたします。
4	何学級ありますか。	各学年1学級の計3学級あります。
5	入級の条件はどのようになっていますか。	年間30日以上欠席し、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にある生徒もしくは断続的な不登校又は不登校の傾向が見られる生徒です。
6	現在は不登校ではないですが、以前不登校でした。この場合、入級できますか。	チャレンジクラスは現在不登校、不登校傾向の生徒に対する支援の手立てとして位置付けられていますので、現在不登校でない場合は、入級の対象としてならないことがあります。
7	令和8年4月入級希望の場合、入級の希望を学校に申し出る期限が決められていますが、それ以降は申し出を受け付けないのでしょうか。	令和8年4月1日から入級する生徒を決めるために期日を設けています。それ以降の申し出は、原則令和7年度内は受け付けません。もし、入級の希望がある場合は、令和8年4月以降に体験入級や入級審査を行う形になりますので、令和8年4月以降に改めて在籍校に申し出て、手続きを行うようお願いします。
8	令和8年4月入級希望です。見学と面談後、すぐに入級の意向が決められない場合は、どうすればいいですか。	面談時に東中学校の校長にご相談ください。ただし、入級の手続き上、入級の意向がある場合は、 <u>2月25日まで</u> に東中学校にその意向を伝えてください。
9	令和8年4月以降の入級希望の場合、体験はいつ頃できますか。	体験入級については、学校行事等と調整が必要なため、体験期間を年に5回設定する予定です。入級希望がある場合は、在籍校長に相談し、体験期間を確認してください。また、体験期間については、今後東中学校のHPにも随時掲載する予定です。
9	東中学校以外の生徒は、体験はいつ頃できますか。	東中学校の生徒以外については、9月から入級が可能となる予定です。体験期間は、6月～7月に実施を予定しています。
	現在小学5年生です。再来年度の入級を希望する場合は、体験はいつできますか。	来年度6年生児童については、体験入級で6年生対象の授業を特別に行うため、12月又は1月に小学校6年生対象の体験入級を実施します。小学校6年生の体験入級は、5日間程度の予定です。
10	退級に条件はありますか。	退級に当たっては、生徒・保護者の意向や希望を踏まえ、設置校の校長と面談を行い、その後、退級審査会を経て、退級となります。

2. 生活・授業に関するこ

	質問	回答
11	教室の配置はどのようになっていますか。専用の出入口を設けますか。	通常学級との接触等について、できる限り配慮や工夫をしていきます。通常学級との接触等や登校時刻の異なることへの配慮から通常学級の昇降口は別の昇降口を設けています。
12	標準服(制服)はどうなりますか。また、ジャージなどでも登校できますか。	原則として、東中学校の標準服又は以前の在籍校の標準服を着用となります。ジャージの着用等については、チャレンジクラス見学・面談時に東中学校に直接ご相談ください。 (※東中学校の標準服は、貸し出し用の在庫があり、サイズが合えば貸し出しも検討できます。また、購入することもできます。)
13	通学方法に制限はありますか。	原則として、徒歩または公共の交通機関での通学となります。自転車通学は認められません。なお、保護者による送迎は可能です。
14	学習は学年別で行いますか。	原則、学年別で行いますが、内容によっては他の学年と合同で行うこともあります。
15	授業は中学校の教育カリキュラムをすべて網羅していますか。	通常の学級が基本週29コマのところ、ゆとりのある生活時程とするため週19コマ程度で授業をします。その中で、通常の学級と同様の年間指導計画の内容を取り扱います。コマ数が少ないため、学習内容の要点のみを扱うなどの軽重を行なながら、生徒一人一人の実態に応じた支援を行なっています。また、チャレンジクラスの授業時数だけでは十分でないと保護者・生徒・教員で判断した時は、例えば、保護者・生徒の意向を踏まえつつ、校長の了承の下、東中学校の通常学級の授業に参加することも可能です。
16	通常学級との交流はありますか。	交流学級を設け、生徒及び保護者の要望があれば、東中学校の学校行事(例えば、運動会や合唱コンクール、校外学習、修学旅行)などに参加することを通して交流することができます。ただし、本人の心理的負担を考慮し、参加の有無や参加方法については、チャレンジクラスの教員と相談しながら進め、校長が判断します。また、校外学習や修学旅行については、チャレンジクラスの学級として参加することも可能です。
17	定期テストなどはあるのでしょうか。	チャレンジクラスとしての定期テストは実施しません。評価・評定を希望する場合は、通常学級と同様の定期テストを受験する必要があります。
18	チャレンジクラスに在籍した場合、通常の成績は付きますか。	チャレンジクラスの授業では、授業内容や授業時数の関係により、通常学級と同様の評価はできないことから、原則として文章での評価を行ないます。ただし、保護者や生徒の要望があり、交流学級の課題提出や定期考査の受験等の条件を満たす場合、通常学級と同様の5段階での評価を行うことも可能です。
19	設置校の部活動に出ることは可能ですか。	生徒及び保護者の要望があれば可能です。ただし、東中学校長の許可が必要ですので、チャレンジクラスの教員と相談しながら進めることが必要です。

20	登校を少しづつできるようにしたいので、例えば、登校時間を少しづつ伸ばすために、登校日を限定したり、登校時間を遅らせたりすることは可能ですか。	チャレンジクラスでは「個別の支援計画」を作成し、本人の不登校の状況をアセスメントし、手立てを考えていきます。その中で、ご質問にあるような手立てが望ましいと考えた場合は、実施していきます。
----	--	---

3.その他

	質問	回答
21	特別支援学級とチャレンジクラスはいずれも少人数の指導ですが、どんなことが違うのですか。	固定制の特別支援学級には、小金井市においては2種類あり自閉症・情緒障害特別支援学級と知的障害特別支援学級があります。特別支援学級では、自立活動や日常生活の指導など特別支援学級独自の教育課程に基づき将来の自立や社会参加を目指すため、学年や障害の状況に応じて学習集団をグループに分けたり、複数の学年で、合同で学習したりしています。一方で、チャレンジクラスは通常学級と同様の教育課程であるため、特別支援学級で受けられる自立活動等の特別な支援はなく、不登校の支援のための少人数での学級編成であることが大きな違いです。
22	特別支援教室の併用はできますか。	チャレンジクラスと特別支援教室の併用はできません。
23	特別支援学級に在籍しているのですが、現在不登校の状態です。そのような場合でも、入級できますか。	チャレンジクラスでは不登校への支援を行っていきます。そのため、特別支援学級で教育課程を編成して指導を受けることができる自立活動や日常生活の指導等の障害の軽減や克服を目的とした指導はカリキュラムとして設定することができません。特別な指導・支援が十分受けられないことを事前に本人・保護者が理解し、了承した上で、入級審査会で認められた場合、入級できます。
24	東中学校には校内教育支援センター（校内別室）があると聞いたのですが、チャレンジクラスに在籍した場合利用できますか。	東中学校の校内教育支援センターには、支援員が1名配置されており、通常学級で一時的に教室に入りづらくなった生徒や不登校の生徒が安心でき力を蓄える場所として設置しています。通常学級の生徒が使用するため、チャレンジクラスの生徒が使用することは想定していませんが、特別な事情がある場合等については、個別にご相談ください。なお、チャレンジクラスには、授業の場所以外に落ち着いて過ごせるスペースを設置し、チャレンジクラスの教員が個別の支援をしますので、チャレンジクラスの教員にご相談ください。
25	もくせい教室やフリースクールとの併用はできますか。	最初からもくせい教室やフリースクールの併用することは想定しておりませんが、生徒の状況や今後の見通しを踏まえて考えていく必要がありますので、個別にご相談ください。